

顧問先各位

<ご一読推薦者>

- 経営者
 経理担当者
 従業員

初鹿会計事務所（認定経営革新等支援機関）

〒400-0043

山梨県甲府市国母 8 丁目 4 番 40 号

T E L 055-220-6885

F A X 055-220-6887

U R L <https://www.hatsushika-kaikei.com/>

新型コロナウイルス関連情報 <https://www.hatsushika-kaikei.com/blog/news/p1950/>

会社の将来について考えてみませんか

平成 30 年度の税制改正により事業承継税制の要件が緩和されています

事業承継への取り組みは、中小企業にとって会社の存続に係る非常に大きな問題です。特に後継者への自社株式の贈与・相続については大きな税負担となることから、今まで一定の納税猶予制度が設けられていましたが、平成 30 年度税制改正において事業承継を更にスムーズに進めるため、10 年間限定の特例措置が設けられました。この特例の適用を受けるためには事前に「特例承継計画」を提出することが要件となっていますが、その提出期限が令和 5 年 3 月 31 日までとなっております。

この機会に、会社の未来について考えてみませんか。

納税猶予額の試算だけでもどうぞお気軽にご相談下さい。

特例措置と一般措置の制度の主な違いは次の表のとおりです。

	特例措置	一般措置(従前からの措置)
事前の計画策定等	5 年間の特例承継計画の提出 【平成 30 年 4 月 1 日から令和 5 年 3 月 31 日まで】	不要
適用期限	10 年以内の相続等・贈与 【平成 30 年 1 月 1 日から令和 9 年 12 月 31 日まで】	なし
対象株式	全株式	総株式数の最大 3 分の 2 まで
納税猶予割合	100%	相続等：80%、贈与：100%
承継パターン	複数の株主から最大 3 人の後継者	複数の株主から一人の後継者
雇用確保要件	弾力化	承継後 5 年間は平均 8 割の雇用維持が必要
事業の継続が困難な事由が生じた場合の免除	譲渡対価の額等に基づき再計算した猶予税額を納付し、従前の猶予税額との差額を免除	なし (猶予税額を納付)
相続時精算課税の適用	60 歳以上の贈与者から 20 歳以上の者への贈与	60 歳以上の贈与者から 20 歳以上の推定相続人(直系卑属)・孫への贈与

なお、「個人版事業承継税制」が平成 31 年税制改正で導入されています。

詳細は、お気軽に窓口担当者までお問い合わせください。